

栃木市地域づくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市地域づくり推進条例（平成26年栃木市条例第56号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域会議の会議の公開等)

第3条 地域会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）第6条各号の規定のいずれかに該当する事項について審議を行うとき。
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的を達成することが困難になるおそれがあるとき。

2 地域会議の会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができるものとする。

(地域会議の会議録)

第4条 地域会議の会長は、会議録を調製するものとする。

(地域会議の庶務)

第5条 地域会議の庶務は、総合政策部地域まちづくり課又は各総合支所地域まちづくり課において処理する。

(地域会議の部会の運営)

第6条 地域会議の部会に部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選により定める。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

6 部会の庶務は、総合政策部地域まちづくり課又は各総合支所地域まちづくり課において処理する。

(連絡調整会議の運営)

第7条 連絡調整会議に会長及び副会長を置く。

2 連絡調整会議の会長及び副会長は、連絡調整会議の構成員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 連絡調整会議の会議は、連絡調整会議の会長が招集し、その議長となる。

6 会長は、必要があると認めるときは、連絡調整会議の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

7 連絡調整会議の庶務は、総合政策部地域まちづくり課において処理する。

(まちづくり実働組織の認定申込みの添付書類等)

第8条 条例第13条第2項の認定申込書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を規定したまちづくり実働組織の規約

ア 名称及び主たる事務所の所在地

イ まちづくり実働組織の目的を達成するための活動に関する事。

ウ まちづくり実働組織の活動区域

エ まちづくり実働組織の構成に関する事。

オ 不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他のまちづくり実働組織の運営に関する事。

カ 会計に関する事。

キ 規約の変更に関する事。

(2) 役員の名簿

(3) 当該年度の事業計画書及び予算書

(4) その他市長が必要と認める書面

3 条例第13条第3項の規定による認定の可否を通知する書面は、別記様式第2号によるものとする。

(認定まちづくり実働組織の届出事由)

第9条 条例第13条第5項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

2 条例第13条第5項の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 認定まちづくり実働組織の代表者又はその他の役員を変更したとき。

(2) 認定まちづくり実働組織の規約を変更したとき。

(3) 認定まちづくり実働組織を解散したとき。

(4) その他市長が必要と認める事由

(認定まちづくり実働組織の認定の取消事由)

第10条 条例第13条第6項の規則で定める認定の取消事由は、次に掲げ

るものとする。

(1) 認定まちづくり実働組織の活動が次のいずれかに該当すると市長が認めるとき。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 認定まちづくり実働組織の目的を達成するための活動を1年以上全く行っていないと認めるとき。

(3) 認定まちづくり実働組織に対する補助金を補助の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。

(4) 規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。

(5) 認定まちづくり実働組織が認定取消申出書を市長に提出したとき。

(6) その他市長が必要と認める事由

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

まちづくり実働組織認定申込書

年 月 日

（宛先） 栃木市長

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名 ㊦

電話番号

まちづくり実働組織の認定を受けたいので、栃木市地域づくり推進条例
第13条第2項の規定により、次の書類を添えて申込みます。

1 規約

2 役員の名簿

3 当該年度の事業計画書及び予算書

4 その他（ ）

別記様式第2号（第8条関係）

まちづくり実働組織認定可否決定通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日に申込みのあったまちづくり実働組織の認定については、次のとおり決定しましたので、栃木市地域づくり推進条例第13条第3項の規定により通知します。

決定区分 認定する
 認定しない

（理由 ）

- （注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木市長に対して不服申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（市長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第9条関係）

認定まちづくり実働組織変更等届出書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名 ㊦

電話番号

栃木市地域づくり推進条例施行規則第9条に定める次の事由に該当するため、栃木市地域づくり推進条例第13条第5項の規定により届け出ます。

該当事由

- 代表者又はその他の役員の変更
- 規約の変更
- 解散（解散理由 _____）
- その他（ _____ ）

（注）1 該当箇所にレ点を付けること。

2 総会資料及び議事録を添付すること。